



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤幸二

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

— 職場における熱中症死亡事故ゼロを目指して —

平成29年
5月～9月

職場において熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。

鳥取労働局では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

各事業場でも、事業者及び労働者の皆様が御協力の上、熱中症予防に取り組みましょう。

【キャンペーン期間中の実施事項】

- ① J I Sに準拠したWBGT値を随時把握する
- ② 作業ごとに熱中症になる恐れのあるWBGT基準値がまとめられているので、測定したWBGT値がこれを超えるおそれのある場合、休憩時間の確保など対策を行う。
 休憩場所には、氷、冷たいおしぼり等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けるとともに、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行える飲料水などを備え付ける。
- ④ 測定値がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を中止する。やむを得ず作業を行う場合は、単独作業を控え休憩時間を長めに設定する、作業中は心拍数、体温、身体の状態、水分及び塩分の摂取状況を確認する。また、熱への順化（7日以上かけて

- 熱へのばく露時間を次第に長くする)を行う。
- ⑤ 糖尿病、高血圧、心疾患、腎不全等の持病がある労働者は医師の意見を聞いて作業への配慮を行う。
 - ⑥ 作業の前日に飲み過ぎない、朝食をしっかり取るなど日常の健康管理等を行う。
 - ⑦ 管理者は作業開始前や作業中の巡視で労働者の健康状態を把握する。また、複数作業では、労働者同士がお互いの様子に注意する。
 - ⑧ 作業労働者に対し、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例に係る労働衛生教育を行う。
 - ⑨ 少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、必要に応じて水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるようにし、症状に応じ、躊躇せず救急隊を要請する、病院に搬送するなどの措置を行う。
 - ⑩ 熱中症の予防のための管理体制を確立し、管理者は次の業務を行う。
 - ・WBGT値の低減対策の実施状況の確認
 - ・各労働者の熱への順化の状況の確認
 - ・朝礼時等作業開始前における労働者の体調の確認
 - WBGT値の随時測定とその結果に応じた作業の中止又は中断の指示
 - ・職場巡視による労働者の水分及び塩分の摂取状況の確認

「受動喫煙防止対策助成金」をご活用ください

助成の対象となる措置		単位面積当たりの 経費上限額
①	右の基準を満たす喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
②	右の基準を満たす屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	
③	右の基準を満たす換気装置の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）	40万円/m ²
助成の内容		
助成の対象経費		助成率
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など		1/2
		上限額
		200万円

平成29年度から単位面積当たりの上限額が設定されました。
 例) 4m²の喫煙室の設置・改修の場合、助成対象経費として 4m²×60万円/m²=240万円まで（助成額にして120万円まで）しか認められません。

平成28年労働災害発生状況

平成28年の鳥取県内における休業4日以上死傷者数は461人(確定)で、平成27年の462人より1人(0.2%)減少しました。

労働災害の業種別、各労働基準監督署別の発生状況は次のとおりです。業種別では製造業が94人(23.0%)で最も多く、次いで建設業73人(15.8%)、運輸交通業が51人(11.1%)でした。また、鳥取署管内では増減なしでしたが、倉吉署管内では2.3%増、米子署管内では1.3%減少しました。特に西部では全体の約半数の48.8%を占めました。

災害の型別では、「転倒」災害が115人(24.9%)で最も多く発生し、次いで、「墜落・転落」災害が82人(17.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が48人(10.4%)でした。

「転倒」災害は、商業、製造業、保健衛生業で多く発生し、最も多く「転倒」した場所は「通路」でした。

「墜落・転落」災害は、建設業、運輸交通業で多く発生し、最も多く「墜落・転落」した場所は、建設業では、はしご・脚立から、運輸交通業では、トラックからでした。「はさまれ・巻き込まれ」災害は製造業で多く発生し、

全産業の50.0%を占めました。

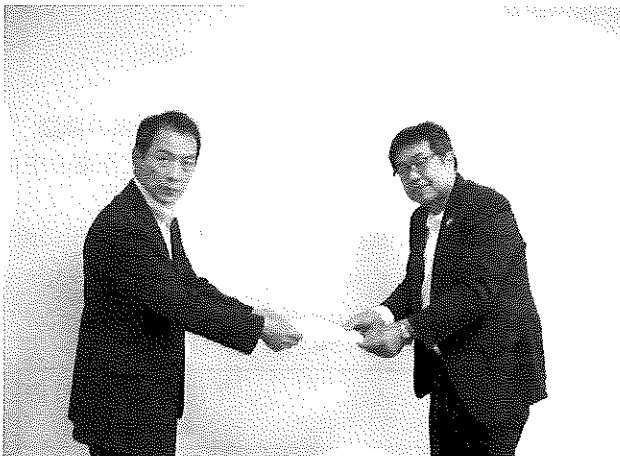
最も多く発生した「転倒」災害は、その原因に作業環境や設備的な問題を認める場合もありますが、法違反を理由としない労働者の不安全な行動に起因する場合も多く、日常生活でも発生する可能性があります。

また、「墜落・転落」災害は平成26年に増加しましたが、2メートル以上の足場や作業床から墜落又は転落する災害は中期的には減少しています。平成27年に増加した「墜落・転落」災害は、トラックの荷台、はしご・脚立などからの「墜落・転落」災害であり、これらの災害も労働者の行動に起因するものです。

鳥取労働局では、このような日常生活でも起こりうる災害を含め、『安全「見える化」とっとり運動』を展開することにより労働者の災害の減少を図ることとしました。

この運動は、平成26年4月から取り組みを呼びかけているもので、見えない危険を可視化(見える化)し、これを活用することによって労働災害の減少を図る安全活動です。県内事業場の好事例や役に立つ情報を鳥取労働局のホームページに紹介することとしています。労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、少しでも多くの会員事業場の皆様が「見える化」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の推進について



鳥取労働局は、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進といったワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革推進の要請を事業主団体等に行いました。

その一環として、6月15日、内田労働局長、廣瀬雇用環境・均等室長が来会され、協力要請がありました。

会員の皆様におかれましては、より一層の業務の効率化や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど積極的な取組をお願いします。



最低賃金の引上げに関する支援のお知らせ

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るものです。

機械設備、顧客・在庫管理システムの導入など、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

コース区分	対象事業場 (事業場内最低賃金額の区分)	引上げ額	助成率	助成の 上限額
30円コース	750円未満	30円以上	7/10 * (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4) * 生産性要件を満たした場合には3/4 (上記30人以下の事業場は4/5)	50万円
40円コース	800円未満	40円以上		70万円
60円コース	1,000円未満	60円以上		100万円
90円コース	800円以上	90円以上		150万円
120円コース	1,000円未満	120円以上		200万円

【申請先】 鳥取労働局雇用環境・均等室(企画担当)

TEL0857-29-1701

また、鳥取県最低賃金総合相談支援センター(☎0800-200-0311〈フリーダイヤル〉)では、業務改善助成金など助成制度に関することや、労務管理・経営に関する相談を無料で受け付けていますのでご利用ください。

免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 平成29年10月21日(土)
- 場所 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
- 試験の種類
 - ▼ 一級ボイラー技士
 - ▼ 二級ボイラー技士
 - ▼ ボイラー整備士
 - ▼ クレーン・デリック運転士
(クレーン限定)
 - ▼ 第一種衛生管理者
 - ▼ 第二種衛生管理者
- 受付期間
 - 郵送受付(簡易書留)
 - 8月21日(月)～9月1日(金) 必着
 - 窓口受付
 - 9月4日(月)～9月6日(水)

- 受付及び問い合わせ等
 - 日本ボイラ協会鳥取支部 (☎0857-38-6178)
 - 鳥取県労働基準協会 (☎0857-52-7300)
 - 〃 西部支部 (☎0859-34-5876)
 - 〃 中部支部 (☎0858-22-9054)

「ゼロ災55」無災害運動に係るスローガンを募集中です!

鳥取労働局では、29年度も関係労働災害防止団体と連携して、労働災害が多くなると言われる年末までの55日間(11月7日から12月31日まで)における県内事業場の労働災害防止対策を推進するため、「ゼロ災55」無災害運動を展開します。また、本運動の一環としてスローガンを募集しています。(募集期間:平成29年6月19日から7月28日まで)応募要項、応募用紙等につきましては一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)からダウンロードできます。

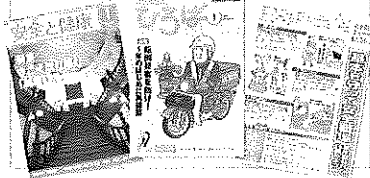
応援します 明日の安全・健康・快適職場

賛助会員入会のご案内

中災防は、賛助会員事業場の安全衛生活動を強力にバックアップしています。
賛助会員に入会されると下記のサポートを主に受けられます。

BACKUP その1 最新の安全衛生情報の提供

中災防の月刊誌等、定期刊物を毎月お届けします。



BACKUP その2 安全衛生ホットライン

フリーダイヤルやWebによる安全衛生相談をご利用いただけます。

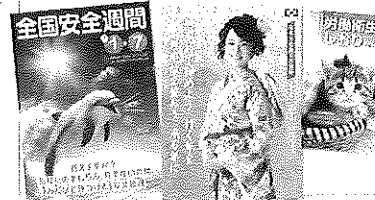
BACKUP その3 中災防サービス利用料金の割引

研修・セミナー、技術サービスが会員料金でご利用いただけます。

加入口数に応じ「全国産業安全衛生大会」の参加費をご優待します。

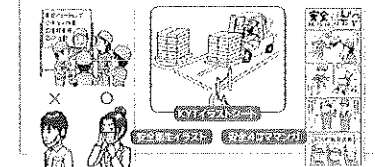
BACKUP その4 図書・ポスター等の見本配布

「全国安全週間」「全国労働衛生週間」「年末年始無災害運動」用のポスター、図書・用品の見本をお届けします。



BACKUP その5 会員専用サイトの利用

社内教育等に役立つKYシート、ダウンロードフリーのイラスト、安全衛生Web通信等、安全衛生情報満載のサイトをご利用いただけます。



入会方法

詳細はホームページ(<http://www.jisha.or.jp/>)をご覧ください。か、中災防教育推進部、または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

事業場単位、常時入会可能。年度途中入会は、月割り会費制
年会費は1口50,000円です。(従業員50人未満の事業場は1口40,000円)

JISHA 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [担当] 教育推進部
TEL: 03-3452-6049 FAX: 03-5443-9845
ホームページ: <http://www.jisha.or.jp/>

平成29年度 定期会員総会を開催

平成29年度（一社）鳥取県労働基準協会定期会員総会を6月9日（金）鳥取市永楽温泉町の「ホテルモナーク鳥取」で開催しました。

来賓として、内田鳥取労働局長、河野労働基準部長、宮崎監督課長、平井賃金室長、仲濱健康安全課長、高田労災補償課長のご出席をいただきました。竹中会長のあいさつ、内田局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「平成28年度決算報告承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。

また、第3号議案「役員補充の件」については、理事の尾原守行氏（中部支部副支部長）の辞任に伴い、新たに、理事に上本智宣氏（中部支部副支部長）が選任され、原案どおり承認可決されました。

続いて、報告事項として（1）平成28年度事業報告の件、（2）平成28年度公益目的支出計画実施報告の件、（3）平成29年度事業計画の件、（4）平成29年度収支予算の件が村澤専務理事から報告されました。

なお、平成28年度収支決算書及び平成29年度収支予算書は次のとおりです。

平成28年度 収支決算書 平成28年4月1日から平成28年3月31日まで（単位：円 △印＝減）

科目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小計	他1技能講習等	他2用品販売等斡旋	他3研修・交流等	他4労働保険	小計		
経常収益計	25,525,111	191,190	25,716,301	63,554,223	549,070	20,500	4,916,886	69,040,679	13,898,781	108,655,761
経常費用計	21,388,105	10,964,021	32,352,126	55,667,370	579,767	2,321,724	4,885,942	63,454,803	7,569,437	103,376,366
一般正味財産期首残高	6,267,296	△30,534,282	△24,266,986	31,079,841	193,197	△6,675,445	△3,016,795	21,580,798	174,276,052	171,589,864
一般正味財産期末残高	10,404,302	△41,307,113	△30,902,811	38,966,694	162,500	△8,976,669	△2,985,851	27,166,674	180,605,396	176,869,259

平成29年度 収支予算書 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（単位：円 △印＝減）

科目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小計	他1技能講習等	他2用品販売等斡旋	他3研修・交流等	他4労働保険	小計		
経常収益計	22,368,000	190,000	22,558,000	62,165,000	565,700	20,000	4,672,300	67,423,000	12,379,500	102,360,500
経常費用計	22,614,525	11,971,277	34,585,802	54,187,089	611,187	2,299,617	5,083,960	62,181,853	7,725,871	104,493,526
一般正味財産期首残高	10,404,302	△41,307,113	△30,902,811	38,966,694	162,500	△8,976,669	△2,985,851	27,166,674	180,605,396	176,869,259
一般正味財産期末残高	10,157,777	△53,088,390	△42,930,613	46,944,605	117,013	△11,256,286	△3,397,511	32,407,821	185,259,025	174,736,233

仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

「^{やす}仕事休もつ化計画」まずは、夏季休暇からはじめよう！

土日・夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に！

今年は、週休2日制の会社で、8月13日（日）～15日（火）を夏季休暇とした場合、「山の日」（祝日）により5連休となります。ここに年次有給休暇をプラスすると6連休になります。

暑い夏、仕事休もつ化計画を実践しましょう。

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において、労働者は、

- ・6か月間継続して雇われていること
- ・全労働日の8割以上出勤していること

を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出るにより取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。）。

年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は48.7%（平成27年）と5割を下回っています。年次有給休暇の取得が低調な理由として、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

年次有給休暇取得に向けた職場づくりを！

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないように、労使双方で年次有給休暇の取得状況の確認や、取得率向上に向けた具体的な話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

鳥取産業保健総合支援センター及び 地域産業保健センターをご活用ください

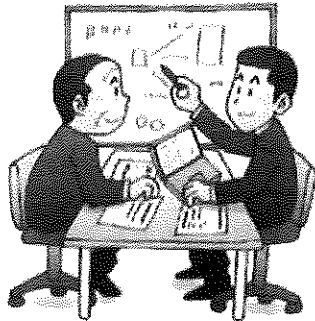
鳥取産業保健総合支援センターは、厚生労働省所管の独立行政法人として、労働者が健康で安心して働ける職場づくりを支援しています。

また、地域産業保健センターは各地区医師会館内において、労働者50人未満の事業場を対象に様々な産業保健サービスを無料で提供しています。

当センターの業務の一部をご紹介します。(①、②とも無料です。)

① メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援等

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフ（メンタルヘルス対策促進員）が事業場に訪問し、ストレスチェック制度の導入、体制の整備、心の健康づくり計画の作成など、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進するための支援を行っています。



また、事業場において管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

② 個別訪問支援による産業保健指導の実施

登録産業医、登録保健師、労働衛生工学専門員が個別に事業場を訪問し、その事業場の作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、作業環境に

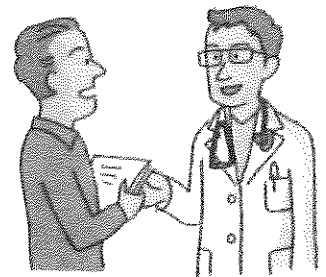
応じた健康指導、健康問題への相談、健康管理等に関する講話、作業環境・作業管理等の改善など、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。

③ 産業保健関係助成金

ストレスチェック費用を助成するストレスチェック助成金、ストレスチェックの集団分析を踏まえて行った職場環境改善の費用を助成する職場環境改善助成金、心の健康づくり計画を作成し実施した場合に助成する心の健康づくり計画助成金などがありますので、ご活用ください。(各助成金には支給要件、支給額の上限等がありますので、当センターのホームページから内容をご確認ください。)

鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターでは産業保健に関する諸問題に対応いたします。

電話、メール等でお気軽にご相談ください。



鳥取産業保健総合支援センター

TEL:0857(25)3431

HP:<http://www.tottoris.johas.go.jp/>

E-mail:info@tottoris.johas.go.jp



東部支部だより

(一口メモ)

労使協定などの労働者代表

労働基準法や労働安全衛生法などには、よく「当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者」が必要とされる場合が規定されています。

例えば、時間外労働を行う場合に事前に労働基準監督署に届け出ることが必要とされている「時間外労働に関する協定届」通称「36協定届」は事業者と協定する相手方がこの表現で規定されています。

すなわち、36協定届は事業場のトップと過半数労働組合又は過半数代表者が協定を結ぶことが必要です。

事業場に「過半数労働組合」がない場合には、このように、「労働者の過半数を代表する者」を選ぶ必要がある

労働基準法などの規定が結構多くあります。

そこで、過半数代表労働者を選ぶ場合の留意点ですが、

- ① 選ばれる人が、「監督」若しくは「管理」の地位にある者でないこと。
- ② どのような手続きのために選出するかを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によって選出された者であること。

の二つの要件を満足しなければなりません。このことには留意してください。

また、使用者は、「労働者が過半数代表者であること」、「過半数代表者になろうとしたこと」、「過半数代表者として正当な行為をしたこと」を理由として不利益な取扱いをしないようにしてください。

以上の手続きなどは、「労働基準法施行規則第6条の2」に規定されています。

協定を結ぶ必要がある具体的な手続き、労働基準監督署に届け出ることが必要とする手続きなど、更に詳細な部分、その他労働基準法の規定などに関してのお問合せには、鳥取県労働基準協会東部支部をご利用ください。

講習・特別教育等のお知らせ

東部支部では、この7月から9月にかけて、次のとおり講習会や特別教育等を開催します。開催案内は『鳥取県労働基準協会』のホームページに、開催日の2～3ヶ月前を目途に掲載予定です。不明な点や、内容の詳細等についてのお尋ねは電話0857-52-5060鳥取県労働基準協会東部支部までお願いします。

なお、同ホームページの左欄「特別教育」又は「セミナー・講習等」から「平成29年度東部支部特別教育等各種教育計画予定表」をご覧ください。また、計画外で講習会等を実施する場合がありますので、是非ホームページをご確認、ご利用ください。

① 粉じん作業従事者特別教育

開催日：7月12日

場 所：鳥取県労働基準協会会館

対象者：特定粉じん作業（例えば、屋内の定置式グラインダーによる金属研磨等が行われる場所における作業など）に従事させる労働者（詳細は東部支部へお尋ねください）

② 安全衛生推進者養成講習

開催日：7月26日・27日

場 所：鳥取県労働基準協会会館

対象者：新しく労働安全衛生法に基づく安全衛生推進者に選任しようとする者

③ 自由研削といし取替え等業務特別教育

開催日：8月22日（学科）・23日（実技）

場 所：鳥取県労働基準協会会館

対象者：自由研削といしの取替え・試運転の業務に従事させようとする労働者

④ 衛生管理者等衛生管理担当者研修

開催日：9月8日

場 所：鳥取県労働基準協会会館

対象者：衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者他、労働衛生管理業務に従事する者

⑤ 安全管理者選任時研修

開催日：9月21日・22日

場 所：鳥取県労働基準協会会館

対象者：新しく労働安全衛生法に基づく安全管理者に選任しようとする者

東部支部3部会合同役員会を開催しました

東部支部内には、「労務管理部会」、「産業安全部会」、「労働衛生部会」の3つの部会を置いて、毎年度、東部支部の会員の皆様のニーズにお応えするための具体的内容などを検討いただいています。

平成29年度も、6月16日に県民ふれあい会館で3部会の役員会を合同で開催いたしました。

3部会合同役員会には全役員のうち日程の調整で出席いただけなかった役員を除き、合計19名のご出席をいただき協議及び意見交換などを行いました。

その結果などは以下のとおりです。

- 1 平成29年度の事業計画について、運営に関する意見をいただきました。
- 2 東部支部内の安全衛生管理優良事業場を訪問し、管理手法等の研修を行なうため、訪問事業場について意見交換を行いました。
- 3 労働法規等の特に必要な事項について毎年開催している研修会について、本年度のテーマの検討を行いました。
- 4 その他、東部支部の会員の皆様にこれまで以上に利用いただける行事等を検討することとしました。その内容等は今後検討を重ねて、あらためて支部会員の皆様へご連絡できるようにいたします。

日時 7月27日（木）14:00-17:00

会場 実技 伯耆町坂長地内

西部支部だより

特別教育・講習・研修会等の開催ご案内

西部支部では、7月から8月にかけて、つぎのとおり特別教育・講習・研修会等の開催を予定しています。開催案内の詳細は「鳥取県労働基準協会」のホームページに掲載しますので、多数の方の受講をお待ちしています。

① 安全管理者選任時研修

日時 7月19日（水）9:00-17:00

7月20日（木）9:00-12:00

会場 米子食品会館

② ロープ高所作業特別教育

日時 7月27日（木）9:00-13:00

会場 学科 伯耆町 JA岸本支所

③ 安全推進者養成講習

日時 8月2日（水）9:00-17:00

8月3日（木）9:00-12:00

会場 米子食品会館

④ KYT（危険予知訓練）研修

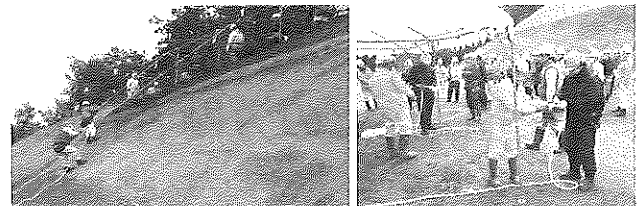
日時 9月14日（木）9:00-17:00

会場 米子食品会館

⑤ 衛生管理者等衛生担当者研修

日時 9月20日（水）13:30-17:00

会場 米子食品会館



28年実技

2017夏 熱中症を防ごう!!

職場における熱中症死亡ゼロを目指し、7月を重点取組期間として、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(5月1日~9月30日)が全国で展開されています。

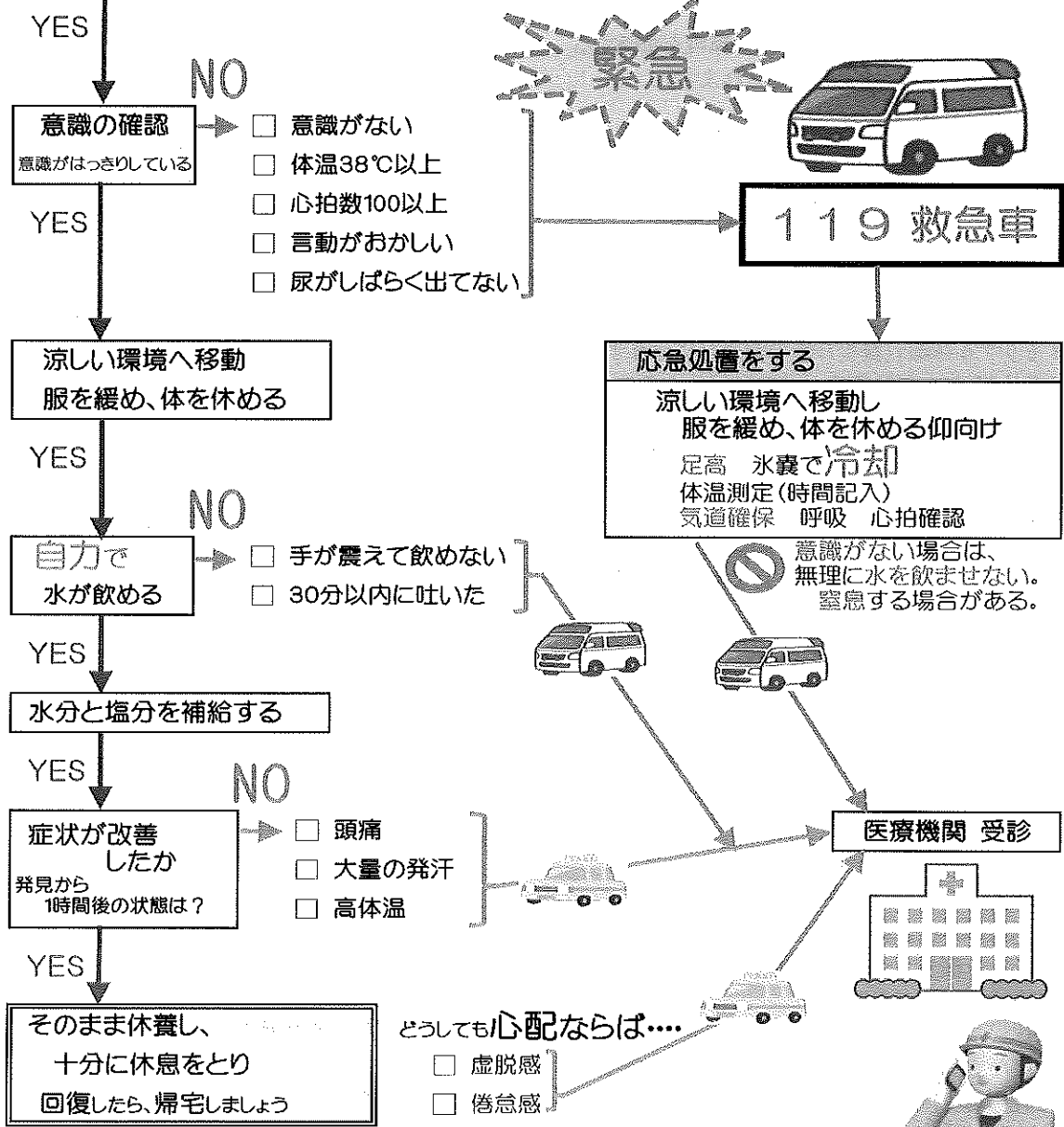
当支部においても、同実施要綱に基づき、「熱中症予防労働衛生教育」講習会を去る6月6日に米子食品会館において開催しました。講師に、熱中症予防労働衛生教育インストラクターの清水淳子氏(一般社団法人鳥取県産業環境協会)を迎え、参加の会員事業場等に対し、熱中症予防対策、応急処置を中心に周知啓発を図っていただきました。当講習会の資料として、下記の「熱中症の対応マニュアル」が提供されましたので紹介いたします。

対応時の注意事項

- 傷病者を絶対に一人にしない
- 事務局へ連絡(社内対応マニュアル)
- 協力者を呼ぶ
- 出血がある場合は、止血を優先する
- 2人以上で判断すること。迷う・悩む場合は、病院へ連れて行く。

熱中症を疑く症状の有無の確認

めまい 失神 意識障害 けいれん 高体温 筋肉痛 筋肉の硬直
 大量の発汗 頭痛 吐き気 嘔吐 倦怠感 虚脱感



職長さんは、必ず対象者の自宅に電話し、帰宅したか?健康状態確認をすること



中部支部だより

年次有給休暇の取得促進を

厚生労働省が発表した就労条件総合調査によると、平成27年の企業が付与した年次有給休暇(繰越日数を除く。)は、労働者1人平均18.1日、そのうち労働者が取得した日数は8.8日で、取得率は48.7%となっております。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、掲げられている2020年までに取得率を70%にするという政府目標には依然として低い水準にあります。

年次有給休暇の取得率が低い大きな原因として

(1)「みんなに迷惑がかかる。」「職場の雰囲気取得しづらい。」等により、約3分の2の労働者は年次有給休暇の取得にためらいを感じている。

(2)病気等の万一の場合に備えて、年次有給休暇を残しておきたい。

などがあります。

そのため、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備することが重要で、次のような対策が考えられます。

上記(1)については

- 企業トップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ。
- 管理監督者による休暇の率先取得。
- 計画的付与制度を活用し、予め休暇を定めておき業務に支障のないよう組織的な対応を図る。例えば、「プラスワン休暇」(土・日の前後に付与する。)
「メモリアル休暇」(誕生日等の記念日に付与する)
「夏季休暇・年末年始休暇」(前後に付与する。)

上記(2)については

- 未取得の年次有給休暇の積立制度の採用
労働基準法の規定に基づき、多くの企業で「年次有給休暇は権利発生後2年間取得しなかった時は、無効とする。」という取扱いがなされております。
しかし、このような未取得の年次有給休暇日数を積立しておく制度があれば、積立した年次有給休暇を病気等の時に使うことによって、労働者の不安の軽減となり、年次有給休暇を残しておく必要もなくなります。なお、この場合には、
①積立日数の上限(30～50日位が多い。)
②積立した年次有給休暇の使用できる場合を明確にしておく。(病気、事故等を規定する場合があります。)
③本来の年次有給休暇との関係
本来の年次有給休暇と積立年次有給休暇のどちらを優先させるかを明確にしておく。

等に留意することが必要です。

年次有給休暇の取得は、労働者の健康や生活の向上に役立つだけでなく、企業にとっても労働者の心身の健康保持等により仕事の生産性の向上、企業イメージの向上、優秀な人材の確保など大きなメリットがありますので、積極的な取組が望まれます。

プレス災害防止協議会 総会を開催

鳥取県中部地区プレス災害防止協議会の平成29年度定期総会を、5月16日(火)に倉吉地方合同庁舎において開催しました。

当日は、倉吉労働基準監督署から今井署長・山田監督官にご出席頂きました。

当協議会の会長吉岡氏の議長のもとに

①平成28年度事業報告及び活動経費決算

②平成29年度事業計画(案)及び活動経費予算(案)

を審議し、原案どおり承認されました。

総会后、倉吉労働基準監督署から「最近の労働災害の発生状況」、「災害事例に基づく防止対策」等について説明を受け、意見交換をしました。

平成29年度 活動計画

- ①会議関係(役員会、定期総会)
- ②研修関係(研修会、優良事業場の視察研修)
- ③啓発・普及関係、
 - 安全週間・労働衛生週間の実施要綱及び関係資料の配布
 - 安全衛生・労務管理等関係資料の配布
 - 「ゼロ災55」無災害運動への参加
 - プレス特定自主検査の実施勧奨
 - 各種講習・研修会への参加勧奨

特別教育・研修会のご案内

中部支部では、下記により講習・特別教育の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

●ロープ高所作業特別教育

- ①日時 (学科)7月24日(月)
(実技)7月27日(木)
- ②場所 (学科)倉吉体育文化会館
(実技)西伯郡伯耆町坂長地内 工事現場

●アーク溶接等業務特別教育

- ①日時 (学科)8月23日(水)・24日(木)
(実技)8月24日(木)・25日(金)
- ②場所 (学科)倉吉体育文化会館
(実技)神鋼機器工業(株)

●5トン未満クレーン運転業務特別教育

- ①日時 (学科)9月5日(火)
(実技)9月6日(水)
- ②場所 (学科)倉吉体育文化会館
(実技)(株)井木組資材倉庫

●衛生管理者等研修会

- ①日時 9月19日(火)
- ②場所 倉吉体育文化会館

【申込み・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
(☎0858-22-9054)